

# 法施行条例で定める必要がある事項

(資料 17-9)

## 【凡例】

- 「法」個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）
- 「法施行条例」（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例
- 「現行区情報公開条例」新宿区情報公開条例（平成13年3月23日 条例第5号）
- 「現行区個人情報保護条例」新宿区個人情報保護条例（平成17年3月24日 条例第5号）

項目	現行規定・運用等	法改正後	規定の有無	方針等
開示請求に係る手数料	開示請求に係る手数料は無料	地方公共団体への開示請求に係る手数料は条例で定める。（国は行政文書1件につき300円） ※条例で定めることが必須	有	区民サービスレベルを維持するため、現行同様、無料とする規定を設ける。 ※写しの作成及び送付に要する費用の実費は、現行どおり請求者の負担とする。
行政機関等匿名加工情報の利用に際して締結する際の手数料	規定なし	行政機関の長等が、行政機関等匿名加工情報を作成及び提供することができ規定を設ける。 ※都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の提案募集の開始については、当分の間、任意 <b>※提案募集を実施する見込みがないなどの場合には、特段、条例において手数料を定める必要はない。</b>	無	・現時点では、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行う見込みはないため、規定は設けない。（他自治体の動向調査、制度設計・周知、審査体制の整備など慎重かつ十分な検討が必要のため） ・将来的な実施に向けて検討を進め、制度導入時に法施行条例改正を行い、手数料を規定する。

1

2

項目	現行規定・運用等	法改正後	規定の有無	方針等
条例要配慮個人情報	現行区個人情報保護条例第6条で要配慮個人情報（センシティブ情報）について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 思想、信条及び宗教に関する事項</li> <li>(2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項</li> <li>(3) 犯罪に関する事項</li> <li>(4) 審議会の意見を聴いて、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあるとき実施機関が認められた事項</li> </ul>	下記の要配慮個人情報とは別に、地域の特異性や事情に応じて条例要配慮個人情報規定することができる。 <p>【法の要配慮個人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人の人身種</li> <li>(2) 信条</li> <li>(3) 社会的身分</li> <li>(4) 病歴</li> <li>(5) 犯罪の経歴</li> <li>(6) 犯罪により害を被った事実</li> <li>(7) その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（身体障害、知的障害、精神障害その他の規則で定める心身の機能の障害があることなど）</li> </ul>	無	現行区個人情報保護条例で規定されている要配慮個人情報（センシティブ情報）については、法の要配慮個人情報において実質的に同様の内容が規定されているため、条例が要配慮個人情報の規定は設けない。

項目	現行規定・運用等	法改正後	規定の有無	方針等
不開示(非公開)情報と情報公開条例との整合	<p>現行区情報公開条例第7条各号で非公開情報について規定</p> <p>第1号 (法令秘情報)</p> <p>第2号 (個人に関する情報)</p> <p>第3号 (法人情報)</p> <p>第4号 (審議、検討又は協議に関する情報)</p> <p>第5号 (行政運営情報)</p> <p>第6号 (犯罪の予防・捜査等情報)</p>	<p>法第78条各号で不開示情報について規定</p> <p>第1号 (本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報)</p> <p>第2号 (開示請求者以外の個人に関する情報)</p> <p>第3号 (法人等に関する情報)</p> <p>第4号 (国の安全等に関する情報)</p> <p>第5号 (公共の安全等に関する情報)</p> <p>第6号 (審議、検討等に関する情報)</p> <p>第7号 (事務又は事業に関する情報)</p> <p>上記法の不開示情報と情報公開条例との整合を図るため、情報公開条例における開示する情報又は不開示とする情報と異なる場合、法施行条例で規定することが認められる。</p>	無	現行区情報公開条例における公開情報・非公開情報については、法との整合は図られているため、規定は設けられない。
開示請求、利用停止請求の決定までの期限	<p>開示・訂正・利用停止請求の決定までの期限は、請求があった日の翌日から14日以内</p>	<p>開示・訂正・利用停止請求の決定までの期限は、請求があった日から30日以内ただし、決定までの期限の短縮規定などを法施行条例で定めることは認められる。</p>	有	<p>区民サービスレベルを維持するため、現行同様の期限(請求があった日から15日以内)とする規定を設ける。</p> <p>※現行は「請求があった日の翌日から14日以内」と規定しているが、法の条文と合わせ「請求があった日から15日以内」とする。</p>
個人情報業務登録簿	<p>個人情報業務登録簿及び個人情報ファイル簿の作成・閲覧について規定</p>	<p>個人情報ファイル簿の作成・公表について規定</p> <p>※個人情報業務登録簿の作成・閲覧については、法施行条例で規定することが認められる。</p>	有	現行同様の規定を設ける。
審議会等への諮問	資料17-5のとおり	資料17-5のとおり	有	資料17-5のとおり